住所　名古屋市天白区中平５丁目104番地
　鄭美華　昭和57年２月26日生
住所　千葉市中央区長洲１丁目３番９―403号
　劉暁燕　平成４年９月20日生
住所　岐阜県羽島市小熊町４丁目238番地７
　任娜　昭和60年11月23日生
　任聡志　平成８年８月８日生
住所　仙台市宮城野区大梶16番24―607号
　孫奉佑　昭和50年２月19日生
　金ダスル　平成10年１月５日生
　金ファンイ　平成11年９月７日生
住所　青森県十和田市東二十三番町28番62号
　マヌエル・アレクサンデ・ティラド・マルヤマ　平成７年７月24日生
住所　岩手県花巻市尻平川４地割111番地
　張美花　昭和39年５月１日生
住所　東京都江東区豊洲３丁目６番８―1816号
　汪哲　昭和61年８月16日生
住所　千葉県柏市永楽台１丁目14番２号
　ホルヘ・ルイス・ラーサロ・ジカ　昭和42年５月26日生
　ディアナ・エンペラトリス・ファルファン・ハタ　昭和43年４月７日生
　ディエゴ・アキヒロ・ラーサロ・ファルファン　平成６年９月20日生
住所　岩手県盛岡市中野１丁目５番28―101号
　ペレニセ・ベテルヘウセ・ベラスケス・トレド　昭和43年１月30日生
住所　茨城県古河市長谷町１番２号
　チャンドリカ・クマリ・カンダムララ・アーラッチィゲ　昭和51年７月３日生
　ティスカ・カッスリ・アーラッチィ　平成22年11月３日生
　ヒマンディ・カッスリ・アーラッチィ　平成26年11月12日生
住所　東京都大田区蒲田本町１丁目12番17号
　徐従真　昭和58年10月２日生
住所　東京都杉並区高井戸東３丁目29番20―813号
　金玉粉　昭和54年８月５日生
住所　京都市北区紫野南花ノ坊町21番地２
　梁煥扶　昭和54年９月18日生
住所　大阪市生野区小路２丁目25番21号
　高正和　昭和36年６月18日生
　高由理　昭和39年10月１日生
　高理佳　平成２年11月５日生
　高和義　平成10年６月２日生
住所　東京都目黒区東山１丁目３番３―605号
　高正義　平成３年10月26日生
住所　大阪府東大阪市新庄４丁目３番８号
　趙麗花　平成３年11月８日生
住所　大阪府東大阪市菱屋西６丁目９番41号
　姜律子　昭和38年５月12日生
住所　大阪府枚方市楠葉美咲１丁目２番21号
　羅二紅　昭和55年１月３日生
住所　大阪市淀川区西宮原２丁目６番８―803号
　葉長秀　昭和51年11月16日生
住所　大阪市西区北堀江２丁目４番18―261号
　李俚奈　平成３年７月31日生
住所　大阪府東大阪市高井田中３丁目５番19号
　高順子　昭和26年８月14日生
住所　東京都板橋区宮本町60番９―404号
　李澄溪　平成６年11月19日生
住所　大阪市東淀川区淡路４丁目34番26号
　金一樹　平成５年３月19日生
住所　大阪府枚方市楠葉並木１丁目37番20―205号
　金光銖　昭和44年12月10日生
　伊東雅美　昭和47年４月10日生
　伊東裕貴　平成４年８月19日生
　金凌毅　平成10年６月６日生
　金元稀　平成12年８月12日生
住所　大阪府東大阪市稲田上町１丁目10番34号
　康紗織　昭和57年11月24日生
住所　大阪府東大阪市昭和町10番20号
　金誠　昭和45年５月25日生
住所　大阪府東大阪市上小阪１丁目５番５号
　呉啓三　昭和39年５月５日生
　申智子　昭和41年12月21日生
　呉亜利紗　平成４年12月１日生
　呉沙耶佳　平成７年５月29日生
　呉侑里夏　平成11年１月２日生
住所　大阪府東大阪市長堂３丁目12番28号
　姜英彦　昭和45年10月９日生
住所　大阪市東成区中道３丁目13番１号
　申尚代　昭和41年７月14日生
　左彩可　平成７年６月２日生

○国税庁告示第十二号

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第五十一号）の施行に伴い、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定に基づく国税庁長官の権限又は事務の一部を委任する件（平成十七年国税庁告示第六号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月十日

国税庁長官　佐川宣寿

次の表により、改正後欄の傍線を付した部分を加える。

改正後

一　委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職

(一)　国税庁長官の所掌に係る法第二章から第四章まで（法第十条及び法第四章第四節を除く。）に定める権限又は事務のうち、次の表の上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、同表下欄に掲げる職員に委任すること。

国税局	国税局長
沖縄国税事務所	沖縄国税事務所長
税務署	税務署長
税務大学校	税務大学校長
税務大学校地方研修所	税務大学校研修所長（沖縄にあっては税務大学校沖縄研修支所長）
国税不服審判所	国税不服審判所長
国税不服審判所支部	国税不服審判所支部首席国税審判官

(二)　国税庁長官の所掌に係る法第四章の二に定める権限又は事務のうち、次の表の上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、同表下欄に掲げる職員に委任すること。ただし、国税庁長官が自らその権限又は事務を行うことを妨げない。

国税局（沖縄国税事務所を含む。）及び税務署	国税局長（沖縄にあっては沖縄国税事務所長）

改正前

一　委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職

国税庁長官の所掌に係る法第二章から第四章まで（法第十条及び法第四章第四節を除く。）に定める権限又は事務のうち、次の表の上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、同表下欄に掲げる職員に委任すること。

国税局	国税局長
沖縄国税事務所	沖縄国税事務所長
税務署	税務署長
税務大学校	税務大学校長
税務大学校地方研修所	税務大学校研修所長（沖縄にあっては税務大学校沖縄研修支所長）
国税不服審判所	国税不服審判所長
国税不服審判所支部	国税不服審判所支部首席国税審判官